

令和7年度 第3回可児市上下水道事業経営審議会議事録

【日 時】 令和7年10月28日（火曜日）午後4時から午後5時30分まで

【場 所】 可児市役所 5階第1委員会室

【出席者】 審議会委員11人、事務局10人

1. 部長あいさつ

本日は、お忙しい中、第3回可児市上下水道事業経営審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、前回の審議会で諮問いたしました、「可児市下水道事業の適正な下水道使用料について」につきまして、事務局が作成した、財政収支推計、下水道使用料の方向性及び井戸水等使用世帯の認定水量の方向性を示させていただきます。

委員の皆様には、次回の審議会で取りまとめる答申案の作成に向け、各々の立場から忌憚のないご意見を賜りたいと考えています。

本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

2. 会長あいさつ等

【会長あいさつ要旨】

お忙しいところありがとうございます。暑さが続く中、急に寒くなり、体調の管理が難しいかと思います。今回も皆様には活発な議論と円滑な進行にご協力いただきたいと思います。

【定足数】

会長より定足数（11名出席）を満たすことの説明

【議事録署名者】

会長より議事録署名者として奥村委員と高橋委員の指名

4. 議題

以下の議題について、事務局説明と質疑応答を行った。

- ・前回までのまとめ
- ・財政収支推計について
- ・下水道使用料の方向性について
- ・井戸水等使用世帯の認定水量の方向性について

発言者：☆=会長 ○=委員 ●=事務局

【前回までのまとめ】

【財政収支推計について】

【下水道使用料の方向性について】

●上記の議題について説明

☆6ページの収益的収支の表について、純損益を見ると年度によってばらつきがある。委託料が大きく影響していると予想できるが、年度ごとに差があるのは、何が理由なのか。

●令和7年度、12年度、17年度はストックマネジメント計画の5年に一度の改定年度である。そのため、委託料が大きく増加している。他にも、流域下水道の全体事業計画の変更に伴う委託料の増加も理由の一つである。

☆計画の変更に伴って、コンサルなどに調査の実施や計画のたたき台を作成してもらうための委託料であると理解した。この表の委託料の数値は過去の実績をそのまま引用しているのか、物価上昇を考慮した数値かどちらか。

●前回委託した内容そのままの数値である。

☆理解した。収支の積算について、使用料収入は人口が分かれれば、使用水量を予想し、見込むことができる。流域下水道維持管理負担金についても、県の処理単価の値上げを見込み、推計できる。今後の維持管理や修繕については、物価上昇を考慮しており、人件費や材料費についても日銀の消費者物価指数の動きを反映しているため、今後5年についてのこの積算数値は妥当である。

○6ページの収益的収支の表について、修繕費の令和6年度・7年度と8年度以降を比較すると、約5倍の費用が増加しているが、何が理由なのか。

☆令和8年度以降の修繕費の大幅な増加について、内訳や積算の背景を教えてほしい。

●布設後50年を超える管渠の現況調査として、コンクリート管及びマンホールポンプの調査業務を令和8年度から計上しているため、増加している。

☆管渠本体を工事する場合は資本的支出になるが、前述のようなマンホールポンプ等の調査の場合は管渠本体を工事しないため、収益的支出になるということでしょうか。

●そうである。管渠本体を取り替えないため、収益的支出となる。

☆調査の結果、修繕が必要な箇所を発見した場合には収益的支出の修繕費で計上するといふことでよいか。

●そうである。

☆12 ページの現預金残高と単年度現金収支について説明してほしい。

●現金預金残高とは年度末の残高であり、単年度現金収支とはその年度に実際に収入した現金から実際に支出した現金を差し引いたものである。

☆企業会計の営業キャッシュフローには減価償却費を含めるが、この表の場合は含めていないか。

●そうである。非現金は含めていない。現金収入から現金支出を差し引いた残りである。

☆理解した。10 億円の内部留保資金を維持するというルールを設けている自治体もあるが、可児市はそのようなルールはないか。

●そのようなルールはない。13 ページの補填財源とは、いわゆる内部留保資金である。順調に確保できており、問題ない状態である。今後、管渠が耐用年数を超えて修繕や改築に費用が必要になった場合、すぐに使用料を値上げすることはできないため、ある程度の内部留保資金を確保しておく必要がある。

☆理解した。

○12 ページのグラフについて、年度末残高に単年度現金収支を年度ごとに加算していったものが現金預金残高ということか。

●そうである。現在の令和 6 年度の残高に単年度の現金の余剰分を年度ごとに加算していったものが、最終的に令和 17 年度で約 26 億円になるということである。

○現金預金残高と内部留保資金の違いはなにか。

●現金預金残高は実際のキャッシュの残高である。一方、内部留保資金は年度末の未収金

や未払金、減価償却費等の影響を受けるため、若干の差がある。

☆現在、内部留保資金は令和6年度時点では約8.7億円であり、順調に増加しているため、悪くない状態である。また、11ページの経費回収率についても、現時点で100%を超えており、非常にいい数値であるが、可児市は目標数値を設定しているのか。

●経費回収率については、汚水処理費を使用料で賄うことができるよう、100%を目標としている。指標として100%を超えることが望ましいため、市としても目標にしているが、100%を下回ったとしても、すぐに経営が成り立たなくなるわけではないため、毎年100%を超えるように使用料を設定する必要はない。

☆経費回収ができない、一般会計からの基準外の繰入金がないと、経営が回らない自治体もある。そのような状況の中で、可児市は一般会計からの基準外の収入はないという認識でよいか。

●農業集落排水事業については、令和6年度に会計統合し、その後3年間に限定して事業の引継ぎに伴う収入がある。しかし、基本的には総務省が定める基準内で繰り入れている。

☆理解した。経費回収率の100%達成、純利益の黒字、ある程度の現金が確保できており、現金残高も増加していくというシミュレーションの結果から、現行の使用料のまま据え置きが妥当であると理解した。この結果を踏まえ、委員の皆様の意見もお聞きしたい。

○事務局の説明を受けて、経費回収率は100%であり、現金預金残高も今後増加していく推計であるため、現在の使用料から改定する必要はないと考える。

○年度末補填財源は右肩上がりであり、経費回収率も100%を達成していることについて、大変ありがたいと感じる。

○同様に、下水道事業の経営の安定感についてありがたいと感じるとともに、今後もこの安定感を維持してほしいと感じる。そのためにも、市民も努力しなければならない。

○安定した経営状況であるため、使用料改定の必要性はないと感じる。

○自分の周りで「可児市の使用料は高い」という声を耳にする。高いと感じる市民もいるため、少しでも値下げすることはできないか。

●使用料を値下げすると、今後、管渠が老朽化し、多額の修繕費が必要になった場合には

大幅な値上げが必要になる。そのため、使用料は改定せず、ある程度の資金を順調に確保できる現在の使用料を維持することが適正であると考えている。

○13 ページの年度末補填財源について、令和 17 年度には残高が約 30 億円になることだが、約 30 億円を維持することが望ましい根拠はなにか。

●補助事業を含めながら事業を進めていくが、急遽修繕が必要になった場合や企業債で対応できない修繕があった場合のために、ある程度の資金を確保しておく必要がある。令和 6 年度の建設改良費の支出は約 5 億円であり、年間で約 30 億円を支出するわけではないが、数年分の支出として約 30 億円を確保することが望ましいと考えている。

☆自治体によって補填財源の持つべき額の考え方は違うと思うが、毎期、約 14 億円の下水道使用料の収入があり、令和 6 年度は約 3 億円の利益が出ている。数年分の修繕費として考えれば、約 30 億円は多すぎる金額ではない。可児市の場合、他の自治体と比較すると管渠布設の時期が遅いと思うが、修繕のピークはいつになるのか。

●下水道事業は平成元年から開始しており、現在 37 年目になる。管渠の耐用年数は 50 年であるため、まだ 13 年の余裕がある状況である。しかし、昭和 40 年後半から 50 年にできた桜ヶ丘や清水ヶ丘の団地の管渠は、耐用年数を超えてきている。これらの修繕を第 2 期ストックマネジメント計画で行う。令和 6 年度時点では、可児市の下水道管渠全長約 630km のうち、約 4 % にあたる 20 から 30 km 程度が耐用年数を超えてくることが判明しており、その部分の修繕を順次進めていく必要がある。

☆工事の発注には人手が必要である。また、工事業者も高齢化等により人手不足であり、厳しい状況であると聞いている。このような状況下で、資金はあるが工事を行う人がいないという事態にならないよう、計画的に発注できるように留意する必要がある。

○最近、物価が上昇する中で使用料だけは値上がりしない状況は大変ありがたく思う。今後も上手に経営してほしい。

○下水道使用料の算定方法について詳しく教えてほしい。

●下水道使用料には基本使用料と従量使用料がある。670 円の基本使用料は使用の有無にかかわらずかかる使用料であり、従量使用料は水道の使用水量によって決まる。17 ページに記載のある水道を 20 m³ 使用した場合を例とすると、20 m³ のうち 10 m³ には 10 m³ 以下の従量使用料 80 円/m³ を適用し、80 円 × 10 m³ で 800 円となる。残りの 10 m³ には 11 m³ 以上 40 m³ 以下の従量使用料 150 円/m³ を適用し、150 円 × 10 m³ で 1,500 円となる。従量使用料の合計

2,300 円に基本使用料 670 円を加算し、消費税を含めると 3,267 円となる。

○20 m³とはおおよそ何人世帯の使用水量なのか。

●世帯の水道の使い方にもよるが、おおよそ 2 から 3 人世帯の使用水量と考える。次の議題で世帯別平均使用水量について詳しく説明するが、2 人世帯で 18 m³、3 人世帯で 22 m³ であるため、このような想定になる。

○補填財源について、現状維持すれば今後約 30 億円になるとのことだったが、途中で緊急で大きな修繕が必要になった場合には減ってしまうのか。

●そうである。補助金の対象にならなかったり、企業債が発行できない大きな修繕が必要になった場合には減ってしまう。どうしても資金が足りず、事業が成り立たないと判断した場合、使用料の見直しを検討する場合もある。しかし、使用料の見直しは 5 年に一度を基本としているほか、改定するにあたっては議会の承認が必要になり、すぐには値上げできない。大きな修繕であれば、補助金の対象になったり、企業債を発行できる場合も多いため、見極めた結果、現行の使用料を維持できると判断すれば、次の算定期間まで現行の使用料を維持する。

○使用料の値上げは、約 30 億円を貯めることを目的としているわけではないと理解した。

●その通りである。値上げというのはあくまでも下水道事業として、事業を成り立たせるために行う。そのため、約 30 億円を貯めなければならないという目標数字はない。今後、万が一の場合に備えて、少しづつ貯めていく。

☆皆様の意見をお聞きした結果、現状の使用料を維持してもよいと見受けられた。そのため、今回の結論は市からご提案いただいた、現行の使用料水準が適正であると大筋の方向性を決めたいと思うが、よろしいか。

○異議なし

☆16 ページに記載の方向性について、次回はもう少し具体的な答申の原案を作っていただこうと思う。

【井戸水等使用世帯の認定水量の方向性について】

●上記の議題について説明

☆井戸水の認定水量について、下水道使用料は水道の使用水量に応じて決まる。しかし、井戸水を使う場合はメーターがついていないため、世帯人数に応じた認定水量を決めている。

19 ページの表は世帯人数あたりの実際の使用水量と現行の認定水量である。現行の認定水量を実際の使用水量に合わせるかを決めるための原案を示していただいたところである。1から5人世帯がほとんどであり、それ以上の世帯については、母数が少ないため平均を出してもあまり意味がない。そのため、今後は1から5人世帯について、現行の認定水量と実際の使用水量を比較して、認定水量を実態に合わせていくかを精査する。トイレや洗濯機の節水機能が向上したことにより、1人・2人世帯の使用水量が減少していることにつながっているのではないか。

○井戸を使う場合、水道は使わないのである。井戸のみを使用している世帯と井戸と水道を併用している世帯は把握しているのか。

☆19 ページの表の件数、水量の算出方法についてご説明いただきたい。

●使用形態は把握しており、井戸のみで生活している世帯はほとんどおらず、井戸水を使用している多くの世帯は井戸と水道を併用している。井戸と水道を併用している世帯の算定方法について、例えば3人世帯の場合、認定水量が 22 m^3 であり、水道の使用水量が 10 m^3 であれば、認定水量と使用水量を比較して、水量が多い方を下水道の使用水量とみなす。

☆井戸と水道を併用している世帯の使用料を計算するときは、認定水量と使用水量を比較して多い方を下水道の使用水量とするイメージである。

○理解した。最近の広報に「単独浄化槽の方は合併浄化槽に随時切り替えをしてください」と掲載があった。合併浄化槽に切り替えする際には助成金が出ると思うが、それはどの会計から支出しているのか。

●浄化槽の切り替えについての助成金は一般会計から支出している。

○山間部などの下水道に接続していない地域で家を建て、合併浄化槽を設置する場合にはかなり費用がかかる。このような大きな負担から過疎地域への転入が減少し、限界集落になってしまうことも考えられる。一般会計からの助成だけではなく、今後は下水道事業会計としても新たな助成を考えていただけるとありがたい。

☆都市計画法や建築基準法による規制があり、浄化槽でなければ家を建てることができない

い地域もあると思う。また、下水道に接続する際には、受益者負担金が必要である。そのため、都市でも山間部でも個人の負担は伴ってくる。環境維持や公衆衛生の観点からは、そのような負担は仕方がないことであるが、意見として承る。

○19 ページの表は、直近3年間の平均であり、今回の使用料の見直しに伴って作成したものだと思うが、井戸の認定水量も使用料と同じ5年に一度のタイミングで見直しを行うということでおよいか。

●そうである。使用料と同じタイミングで認定水量の見直しを行い、実態に合わせて改定する。

○前回の見直しの際にも、同様の流れで現行の認定水量に改定したということか。また、今後もそのようにしていくのか。

●そうである。

☆19 ページの表は、下水道使用料の改定に併せて、認定水量を実態に合わせるために再計算したものである。認定水量については、事務局の案のとおり、1人・2人世帯は実態に合わせて、1 m³下げるということでおよろしいか。

○異議なし

○「井戸水を使っている人は下水道使用料が不要であるか」と質問されたことがある。井戸を使用している世帯も、使用料を払っていることを伝えたが、知らない人も多いため、広報に掲載することで誤解している人も納得するのではないか。

☆上下水道料金について、毎月の支払いはしていても、1 m³ごとの使用料や算定方法といった基本的なことは意外と知らない。ホームページや広報に掲載するなどして、多くの市民に知らせていくことが今後の課題である。

5. その他

【今後のスケジュール等】

- ・次回の開催日は12月12日(金)16:00開始予定

(会議終了)